

Q216. 労基法 27 条に違反して保障給が定められていない場合、民事上、保障給の支払義務はありますか。

労基法 27 条は保障給の具体的な金額については何ら規定していませんので、保障給の定めがない場合は、民事上、労働者は、同条に基づいて保障給の支払を請求することはできず、使用者は同条に基づく保障給の支払義務を負うものではないと考えられます。

民事上、労働者に対する支払義務を負うとすれば、労働時間に応じた最低賃金か、慰謝料あたりではないでしょうか。

弁護士法人四谷麴町法律事務所
代表弁護士 藤田 進太郎